

相馬市勤労者互助会のご案内

相馬市勤労者互助会は、市内の事業所で働く勤労者が力を合わせ、勤労者の福祉の向上と事業所の発展を図ることを目的として活動している団体で、個々の事業所では難しい福利厚生事業（共済事業やレクリエーション事業など）を行っています。

加入対象者

- ◆相馬市内の事業所や商店街等に勤務する従業員(パート含む)の方および事業主の方
- ◆相馬市内にお住まいの従業員(パート含む)の方および事業主の方

※勤務する事業所に労働組合のある方や臨時従業員の方、その他これに準ずる勤務の方は加入できません。



加入申し込みは
随時受け付けています！

加入手続き・会費

- ◆事務局へ入会金1,000円をご持参のうえ、加入届をご提出ください。
- ◆会費は月額600円（年額7,200円）です。

主な事業内容

- ◆保険給付事業
小さい力でもみんなの協力で幅広い保険給付が得られる、相互扶助の精神に基づいた勤労者のための事業です。会員本人や会員の家族の方を対象に、祝金や見舞金などを給付しています。※裏面をご参照ください。
- ◆レクリエーション事業
会員同士の親睦と交流を深めるため、春季・秋季レクリエーション事業や新春交流パーティーなどの事業を実施しています。

相馬市勤労者互助会事務局

〒976-8601 相馬市中村字北町63番地の3

相馬市 商工観光課 商工労政係

TEL：0244-37-2154 FAX：0244-37-2251



保険給付金の内容（令和6年2月現在）

弔慰金

- ◆会員の死亡（病気）
.....150,000円
- ◆会員の死亡（不慮の事故）
.....500,000円
- ◆会員の配偶者の死亡
.....100,000円
- ◆会員の子の死亡・・・50,000円
- ◆会員の親の死亡・・・15,000円

お祝い金

- ◆会員の婚姻.....25,000円
- ◆会員の二十歳・還暦、
銀婚.....10,000円
- ◆会員の子の出生・・・15,000円
- ◆会員の子の小中学校入学
.....10,000円

退会餞別金

- ◆5年以上加入会員
.....10,000円

お見舞い金

- ◆傷病休業30日以上・・・15,000円
- ◆傷病休業90日以上・・・30,000円
- ◆重度障害（不慮の事故）
.....500,000円
- ◆重度障害（病気）・・・150,000円
- ◆障害（不慮の事故）
.....20,000円～450,000円
- ◆住宅災害（火災等）
.....～600,000円
- ◆住宅災害（自然災害）
.....～200,000円